社会福祉法人新田愛和会

○　新田愛和会の紹介

当法人は、障害児（者）の父母、地域の障害者支援施設等で働いてた職員及び民生児童委員が発起人となって開設した障害児（者）に福祉サービスを提供する法人です。

私達の願いは、障害児（者）が、地域社会の人たちと手をたずさえ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の実現です。

○　新田愛和会の沿革

平成１４年　１月	サービスステーションの登録 ※　心身障害児（者）の介護を行う保護者が一時的に介護ができない場合、群馬県に登録を行っている２４時間対応型サービスステーションが介護を行う。
平成１４年　９月	特定非営利活動法人愛和会として設立認証
平成１６年　３月	基準該当居宅介護支援事業者の登録 ※　指定居宅サービス事業者としての指定を受けるための要件である基準の一部を満たしていないものの、市町村のの判断により保険適用のサービスとして認められた場合指定を受けた事業者と同水準のサービス提供を行うことができる。
平成１７年　４月	指定居宅介護事業所の指定 ※　児童居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業及び身体障害者居宅介護等事業
平成１８年　４月	移動支援事業の受託（市町村事業） ※　障害（児）者が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のため、外出時にヘルパーを派遣する。
平成１８年１０月	指定障害福祉サービス事業所の指定 ※　行動援護事業及び居宅介護事業
平成２０年　４月	指定障害福祉サービス事業所の指定 ※　重度訪問介護事業
平成２１年　６月	主たる事業所の移転 ※　旧太田市新田ななくさ福祉作業所へ移転（行政財産使用許可）（太田市新田金井町６０７番地）
平成２１年　９月	ワークサポート事業を開始（自主事業） ※　障害（児）者がお弁当作りなどの就労を体験する。

○　新田愛和会の沿革

平成２３年　８月	日中一時支援事業の受託（市町村事業） ※　障害（児）者に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
平成２３年１０月	指定障害福祉サービス事業所の指定 ※　同行援護事業
平成２５年　４月	太田市新田ななくさ地域活動支援センターの指定管理者 ※　指定管理者制度とは、行政から公の施設の管理、運営を包括的に受託する制度。（期間３年間）
平成２７年　９月	ワークサポート事業及び日中一時支援事業の受託を終了
平成２７年　４月	社会福祉法人新田愛和会設立認可
平成２７年　４月	指定特定相談事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定 ※　障害（児）者について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。
平成２７年　４月	指定障害福祉サービス事業所の指定 ※　居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業及び行動援護事業
平成２８年　４月	太田市新田ななくさ地域活動支援センターの指定管理者
平成３０年１１月	指定生活介護事業所エンジュの指定
平成３０年１１月	日中一時支援事業の受託（市町村事業）
平成３１年　１月	指定特定相談事業所及び指定障害児相談支援事業所の休止
平成３１年　４月	太田市新田ななくさ地域活動支援センターの指定管理者
令和　３年　５月	主たる事業所の移転（太田市新田溜池町１０５番地１）
令和　５年　４月	指定生活介護事業所ななくさの指定